

裁定請求書(脱退・選択一時金給付) 記入要領〔受給権者用〕

5階建

はじめに

- この裁定請求書は、加入者資格喪失や繰下期間満了等により、**脱退一時金または選択一時金をお受取りになられる場合**にご使用ください。
- この記入要領（1枚目）を切り離し、「裁定請求書」（2枚目）の太枠内を記入要領によりご記入ください。
- 今回お受取りになる一時金が退職所得となる場合は、必ず5枚目の「退職所得の受給に関する申告書」に必要事項を記入のうえ本人確認書類もあわせてご提出ください。（本人確認書類の詳細については、裏面をご確認ください。）
また、今回お受取りになる一時金と同じ年分の他の退職手当等をお受取りになられた場合は、必ず「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を添付してください。
お受取りになる一時金が一時所得となる場合は、この「裁定請求書」にあわせて、「個人番号届」・本人確認書類もご提出ください。
（本人確認書類の詳細については、「個人番号届」をご確認ください。）

記入要領

受給権者	フリガナ	ネンキン	タロウ	性別	(5男) (6女)
	氏名	(氏) 年 金	(名) 太 郎	生 年 月 日	
	フリガナ	105 0011	トウキョウトミナトク	昭和 平成 令和	
	住所	東京都港区 シバコウエン 芝公園 1-1-1			
	電話番号	03-6256-9999			

◆氏名

- 氏と名は分けてご記入ください。
- 氏名(フリガナ)欄は、カタカナでご記入ください。

◆性別・生年月日

- 該当する年号を○印で囲んでください。
- 年月日が1桁のときは前にゼロをご記入ください。

◆住所・電話番号

- 郵便番号を必ずご記入ください。
- 住所をご記入いただく際は、必ずフリガナもつけてください。
- 税法上の居住者・非居住者の判定は給付指図書に記入された住所により行います。
(海外である場合には「非居住者」としての取扱いといたします。)
- 電話番号をご記入いただく場合は、市外局番からお間違えのないようにはっきりとご記入ください。

送金先	フリガナ	ミツイスミトモシタク	銀行	信用金庫	労働組合	農協	フリガナ	ホンテン	支店
	三井住友信託						本店		
口座名義	フリガナ	(氏)				(名)	※口座名義が左記の受給権者氏名(フリガナ)と同じ場合、口座名義の記入は不要です。		

◆受取方法

金融機関名は「〇〇銀行」、「△△信用金庫」、「◇◇農協」等、支店名は「○支店」、「△出張所」等と実在するものを最後まで正確にご記入ください。

◆「退職所得の受給に関する申告書」(5枚目)の記入上のご注意

- 「1月1日住所」は、原則としてご退職した年の1月1日現在の住所をご記入ください。
- 「個人番号」は、**個人番号カード等をご確認のうえ、12桁をご記入ください。**
- A欄は必ず全ての方がご記入ください。「①退職手当等の支払を受けることとなった年月日」には受給資格取得年月日を記入し、「②退職の区分等」欄は一般・障害退職の指定および生活扶助有無について該当するものを○印で囲んでください。
「③この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間」は、申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数(1年未満切上)をご記入ください。
- 今回お受取りになる一時金と同じ年分の他の退職手当等や前年以前4年以内に支払を受けた退職手当等がある場合、勤続期間に重複期間がある場合は、該当欄にご記入ください。
裏面もご参照ください。

退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書)

▶ 申告書のご提出前に、以下の項目についてご確認ください。

	チェック項目
	鉛筆等の消すことができる筆記具で記入していませんか？（鉛筆等での記入は無効です。）
	「氏名」「1月1日住所」の記入漏れはありませんか？（「1月1日住所」は裁定請求書に記載の住所と同じ場合、省略可能です。）
	個人番号は記入していますか？※
	A欄の項目はすべて記入していますか？
	B欄に記入がある場合は源泉徴収票を添付していますか？
	B欄の記入内容と源泉徴収票の内容は一致していますか？

※個人番号について

○個人番号の記入について

所得税法施行規則により、申告書には個人番号を記入することとされております。

○本人確認書類

個人番号については、法令により本人確認（正しい番号であることの確認（番号確認）と現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主である事の確認（身元確認））が義務付けられております。受給権者さまが当該申告書をご提出する際には、以下の本人確認書類も併せてご提出いただく必要がございますので、本人確認書類について提出漏れがないかご確認ください。

なお、提出先（確定給付企業年金・事業主等）に対して過去に個人番号を提出している場合、雇用関係等にある場合等には、提出書類が省略できる場合があります。

<本人確認書類> 以下の番号確認書類および身元確認書類の写しをご提出ください。

	①個人番号カードをお持ちの方	②個人番号カードをお持ちでない方
番号確認書類	個人番号カード（裏面）	通知カード もしくは 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書
身元確認書類	個人番号カード（表面）	・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・運転経歴証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・特別永住者証明書 いずれか一つ

なお、以上の書類のご提出が困難である場合には、提出先（確定給付企業年金・事業主等）にご確認ください。